

## 1 交通安全業務計画の作成

### (1) 作成の根拠

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条第1項及び第2項の規定により、指定行政機関（国家公安委員会、警察庁ほか14機関）の長が、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、

- ① 交通の安全に関し、指定行政機関が講ずべき施策
- ② 都道府県等が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項について定めるもの。

### (2) 報告及び通知

指定行政機関の長は、作成した交通安全業務計画について、内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。（同法第24条第3項）

## 2 令和2年度交通安全業務計画（案）について

平成31年度計画における構成を踏襲しつつ、必要な時点修正を行った。主な修正内容は以下の例のとおり。

### (1) 「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を踏まえた記載の追加

- 第2章第1 3(1)「生活道路、通学路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」

### (2) 令和元年道路交通法改正法の施行に伴う記載の追加

- 第2章第1 3(1)「生活道路、通学路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」
- 第2章第2 5「運転中の携帯電話等の不使用の徹底」
- 第2章第4 1(4)「携帯電話使用等違反の取締り強化」

### (3) 令和元年における交通死亡事故の発生状況を踏まえた対策の追記

- 第2章第2 2「高齢者に対する交通安全教育の推進」
- 第2章第2 7「全ての座席におけるシートベルト着用の徹底」

### (4) 自動運転の実用化に対応した記載の追加

- 第2章第2 10「効果的な広報啓発活動等の推進による交通マナーの向上」
- 第2章第4 2(3)「交通事故事件等に係る捜査力の強化」

### (5) 制度改正を見据えた対応

- 第2章第3 1(4)「高齢運転者の交通事故防止対策の推進」
- 第2章第3 2(4)「悪質・危険な運転者に対する迅速・的確な行政処分等の実施」
- 第2章第4 1(1)「交通事故防止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進」

## 1 経緯

- 平成29年5月、統計改革推進会議において、政府としてEBPM（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案※）を推進することが決定。

※ ロジックモデル（政策の目的と手段の論理的な因果関係や政策手段の効果を測るための指標等を表したもの）等を用いて政策の検証を行い、より確かな根拠に基づく政策的意思決定を行うもの。

- 警察庁においては、平成30年4月に政策立案総括審議官を設置し、その統括の下、各種EBPMの取組を推進。

## 2 取組

### (1) 概要

EBPMの考え方や手法の浸透を図るため、平成30年度に引き続き、各府省庁において、EBPMの観点から施策の検証・立案を行った事例の創出に取り組んでいるところ。

特に、令和元年度においては、政策立案過程における様々な機会を通じて、ロジックモデル等を逐次ブラッシュアップすることを重視。

### (2) 具体的取組

警察庁においては、次の施策等について、内閣官房行政改革推進本部事務局が選定した参考人（大学教授等）の助言を受けつつ、ロジックモデルのブラッシュアップを行うなどして、EBPMを実践。

#### ○ 安全かつ効果的・効率的な救助活動

部隊の救助技能の維持・向上を図るとともに、訓練環境の差による都道府県間の格差が生じないように、災害現場における安全かつ効果的・効率的な救助活動に資する訓練を実施するもの。

## 3 今後の方針

警察に関する施策の企画立案にEBPMの考え方や手法が取り入れられるよう、引き続き、内閣官房行政改革推進本部事務局を中心に各府省庁と連携しつつ、取組を推進。

## 1 主な特徴点

### (1) 利殖勧誘事犯

- 利殖勧誘事犯の検挙事件数は過去10年おおむね20事件から40事件で推移していたところ、令和元年は41事件を検挙。
- 類型別に見ると、集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯の検挙事件数（21事件（51.2%））及び被害額（約518億円（50.0%））がいずれも最多。
- 近年の傾向として、若年層からの相談件数の割合が増加。

### (2) 特定商取引等事犯

- 特定商取引等事犯の検挙事件数はおおむね120事件から200事件で推移していたところ、令和元年は132事件を検挙。
- 類型別に見ると、訪問販売に関連した事犯の検挙事件数（114事件（86.4%））及び被害額（約17億円（61.6%））がいずれも最多。

### (3) ヤミ金融事犯

- 無登録・高金利事犯の検挙事件数は118事件で減少傾向。

### (4) 知的財産権侵害事犯

- 営業秘密侵害事犯の検挙事件数は21事件で前年に比べ増加。

### (5) その他の事犯

- 動物虐待事犯の検挙事件数は105事件で増加傾向。
- 無人航空機に係る航空法違反の検挙事件数は111事件で増加傾向。

## 2 今後の取組

- 被害拡大防止に向けた悪質商法事犯の早期認知・早期検挙の推進
- 犯罪傾向を的確に捉えた検挙活動の推進
- 関係機関等との連携による被害防止対策の推進

## 1 六代目山口組及び神戸山口組の「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限延長

### (1) 概要

兵庫県、大阪府、京都府、愛知県、岐阜県及び三重県の各公安委員会において、令和2年1月7日、指定暴力団六代目山口組、神戸山口組を暴力団対策法に基づき「特定抗争指定暴力団等」として指定し、4月6日に指定の期限が満了するところ、今般、当該期限を延長するもの。

### (2) 延長する期間

3か月間（令和2年7月6日まで）

### (3) 警戒区域

兵庫県（神戸市、姫路市（注）、尼崎市、淡路市）、大阪府（大阪市、豊中市）、京都府（京都市）、愛知県（名古屋市）、岐阜県（岐阜市）及び三重県（桑名市）

（注）：姫路市の島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。

## 2 特殊詐欺事件に係る損害賠償請求訴訟

### 稲川会総裁への損害賠償請求訴訟の高裁判決（令和2年3月4日）

○ 被害者に対して直接暴力団の威力を示さなくとも、暴力団の威力の利用を背景として特殊詐欺に関与する人員を確保等する行為は「威力利用資金獲得行為」に該当するとして、暴対法第31条の2に基づく代表者等責任が認められた。

○ 稲川会総裁に対して約1,600万円及び遅延損害金の賠償命令が下された（係争中）

### ※ 暴対法第31条の2

指定暴力団員が威力利用資金獲得行為について行われた不法行為により人に損害を与えたときは、代表者等がその賠償責任を負う。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 5</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和2年3月26日</p> <p>警 備 局</p>
-------------------------------	----------------------------------	-------------------------------

### 1 感染者数【3月25日時点】

- (1) 国内における感染状況～1,291人（死亡45人）
- (2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡10人）
- (3) 世界における感染状況～415,757人（死亡18,351人）

### 2 最近の政府等の対応

- (1) 中国、韓国、イラン、イタリア、スイス及びスペインの一部地域並びにサンマリノ及びアイスランド全土に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。
- (2) 中国、韓国、イラン及びエジプト並びにシェンゲン協定全加盟国を含む欧州諸国の計40か国からの渡航者に対し14日間の待機等を要請、これらの国において発給された査証の効力を停止、査証免除措置を停止。
- (3) 米国からの渡航者に対し14日間の待機等を要請（3月26日運用開始）。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表（3月19日）。
- (5) I O Cは、安倍総理大臣とI O C会長の電話会談を受け、臨時理事会において東京大会の開催を延期し、遅くとも2021年夏までに実施する方針を承認。また、大会組織委員会は26日から開始予定であった聖火リレーを延期（3月24日）。

### 3 警察の対応

- (1) 感染による混乱の防止・国民の不安解消のための対応
  - 空港、医療施設等における警戒警備の実施
  - 関連する犯罪の取締り及び防犯情報の提供
- (2) 警察が所掌する行政手続における対応
  - 感染等を理由に運転免許等の更新ができなかった場合の取扱いに係る法的解釈の整理・周知
  - 警察署等における事前申出による同一運転免許証での運転等可能期間の延長措置
- (3) 警察活動における警察職員の感染防止等
  - 様々な警察活動における感染予防対策の徹底
  - 感染確認時における具体的な業務継続の検討